

2025年3月21日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

特定非営利法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

三和物流サービス株式会社

太田 啓介

回答書

冠 省

当社は、貴法人からの2025年3月4日付の「再申入書」にご記載の事項について、以下のとおり回答させていただきます。

1 本契約条項第3条

当社において、現状では、所定の返還日が過ぎてもレンタル商品を返還されないお客様に対しては、個別に速やかに返還していただくように催促する運用を取っております。もちろん、所定の返還日を過ぎても当該レンタル商品をそのまま継続して使用したいお客様もいらっしゃいますが、この場合、お客様とお話しして、いつまで期間を延長するのか双方で確認して、当初のレンタル期間を延長して、当該レンタル商品を賃貸する運用を取っておりまので、無制限に延滞料金を取るということはございません。

また、他方で、お客様がレンタル商品を紛失したり損したりなどの理由で返還がなされない場合は、延滞料金をいただくのではなく、当該レンタル商品の紛失に伴う損害金として支払っていただく運用をしております。

2 本契約条項第11条

本条に記載の「お客様のご使用目的の達成」を個別に判断することはお客様の個別の具体的な目的であり、当社としては、お客様の具体的なご使用目的について分かりかねますので、このような趣旨の内容とさせていただいております。

以上のとおり、ご回答申し上げます。

以上